

富士宮市公立学校運営協議会

運営マニュアル



©富士宮市さくやちゃん

令和6年4月

富士宮市教育委員会

運営マニュアル作成にあたり

令和6年4月1日、「富士宮市公立学校運営協議会規則」が施行されました。この規則に基づき、市内公立小中学校に「学校運営協議会」の設置ができるようになりました。

この運営マニュアルは、富士宮市コミュニティ・スクールのあり方検討委員会の提言を受け、本市の学校運営協議会の基本的な考え方や、運営する上での具体的な留意点を掲載しています。

各学校の教職員並びに学校運営協議会委員の方々におかれましては、本運営マニュアルを参考に、学校運営協議会への理解を深めるとともに、学校運営協議会を円滑に運営し、地域とともにある学校づくりの推進を図っていただきますようお願いいたします。

富士宮市教育委員会

目次

1	学校運営協議会設置の趣旨	1
2	これまでの学校と地域連携	1
3	本市が目指す「学校運営協議会」を設置した学校（コミュニティ・スクール）	2
4	規則と要綱	2
5	学校評議員制度と学校運営協議会制度	2
6	学校運営協議会の組織づくり	3
	(1) 学校運営協議会の設置	3
	① 設置形態	
	② 協議会の名称	
	③ 事務局	
	④ 協議会設置に関する通知	
	(2) 委員の選出・推薦・任命	4
	① 委員の選出	
	② 委員の定数	
	③ 委員の推薦	
	④ 委員の任期	
	⑤ 委員の報酬	
7	協議会の運営に関する留意点	6
	Q 1 協議会の年間の流れ	
	Q 2 協議会の企画・運営	
	Q 3 協議会の設置に向けた周知	
	Q 4 会長及び副会長の職務	
	Q 5 会長及び副会長の決定	
	Q 6 協議会の主な3つの役割	
	Q 7 学校運営に関する基本的な方針の承認	
	Q 8 承認が得られない場合	
	Q 9 職員の採用やその他任用に関する事項	
	Q 10 学校運営に関する評価	
	Q 11 協議内容に関する情報提供	
	Q 12 委員を解任する場合	
別紙 1	富士宮市公立学校運営協議会規則	12
別紙 2	富士宮市公立学校運営協議会の運営に関する要綱	17
	様式 第1号様式～第6号様式	19
別紙 3	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）	25
別紙 4	学校運営協議会委員承諾書	26
別紙 5	学校運営協議会 会議録	27

1 学校運営協議会設置の趣旨

学校運営協議会制度は、平成 16 年 6 月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）47 条の 5」の改正により導入され、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「地域とともにある学校」を創る有効な仕組みです。本制度を導入した学校では、学校運営に地域住民等の声を積極的に生かし、地域と一体となった教育課題の解決が図られ、特色ある学校づくりが進められています。

平成 29 年 3 月、地教行法は一部改正され、教育委員会に対する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置の努力義務や協議会の 3 つの役割が示されました。

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。
- 教職員の採用その他任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。（特定の個人に係るものを除く。）

静岡県教育委員会は、静岡県教育振興基本計画(2020～2025)において、「小中学校におけるコミュニティ・スクール※1を導入した学校の割合」を、令和 7 年度までに 100%を目指す目標を掲げ積極的に推進していますが、本市においては、保護者や地域住民等の理解が深まり、準備が整った学校から順次設置していく予定です。

※1 コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置した学校

2 これまでの学校と地域連携

本市では、地域で学校を支える機運が高く、平成 20 年度に「学校支援地域本部事業」が導入されたことにより、学校、保護者、地域住民等による学校を支援する活動が一層広がり、未来を担う「富士山を心に、夢をもって生きる子ども※2」の育成が進められてきました。

平成 30 年度からは、従来の学校を「支援」する活動から、学校と地域住民等が目標を共有し、「連携・協働」した活動に取り組む「地域学校協働本部事業」へと発展し、より多くの地域住民等の参画による多様な活動の充実が図られました。

令和 5 年度 3 月末現在、本市における地域学校協働本部（以下「本部」という。）は、市内 18 校（小学校 13 校・中学校 5 校）に整備されています。

本市では、学校運営協議会制度の導入を見据え、令和 2 年度から東小学校にて、本制度の導入及び協議会のあり方に関する研究を他校に先んじて取り組んできました。

また、令和 5 年度には、「富士宮市コミュニティ・スクールのあり方検討委員会」を立ち上げ、東小学校での研究の成果と課題を検証し、学校と地域の実情に応じた本市ならではのコミュニティ・スクールのあり方について、富士宮市教育委員会（以下「委員会」という。）へ提言※3を行っています。

※2 富士宮市の目指すこども像

※3 提言 1 社会総掛かりで、こどもを育む体制づくり

提言 2 地域とともに、魅力ある学校をつくる

提言 3 学校を核とした、魅力ある地域をつくる

3 本市が目指す「学校運営協議会」を設置した学校(コミュニティ・スクール)

未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、学校と地域住民等がパートナーとなって実現する「社会総掛かりの教育」が不可欠です。

前項で述べたように、地域で学校を支える機運が高いことは、本市の大きな強みです。この強みを生かしながら、協議会と本部がもつ役割を十分に機能させ、協議会で協議された具体的な取組や活動に対し、地域の人的、物的資源が効果的に活用され、学校運営の改善が一層促進するよう取り組んでいきます。

一方、本部が整備されていない学校においても、地域連携の役割を果たす既存の組織や仕組みにより、保護者や地域住民等と協働した様々な活動が展開されています。この既存の組織や仕組みを整理、強化することで、学校と地域の実情に応じたコミュニティ・スクールとなるよう組織づくりを進めていきます。

このように、協議会と本部、協議会と既存の組織や仕組みと一体的な充実を図ることにより、持続可能なコミュニティ・スクールの実現を目指していきます。

4 規則と要綱

本市では、協議会を運営するために、富士宮市公立学校運営協議会規則（別紙1以下「規則」という。）や富士宮市公立学校運営協議会規則の運営に関する要綱（別紙2以下「要綱」という。）を定め、令和6年4月1日から施行しました。

この規則は、地教行法第47条の5に基づき、協議会について必要な事項を定めたものです。

また、要綱は、協議会の運営を補い、各種様式類等を定めたものです。円滑な協議会の運営に当たっては、規則と要綱に準拠することが求められます。

5 学校評議員制度と学校運営協議会制度

文部科学省は、「『学校運営協議会』設置の手引き（令和元年度改訂版）」において、公立小中学校を中心に、学校評議員制度から学校運営協議会制度への移行を積極的に推進するよう示しています。規則の施行に伴い、「富士宮市公立学校管理規則」第22条の4を「学校評議員を置くものとする。ただし、学校運営協議会を設置する学校については、この限りではない。」と改正しました。

これにより、協議会を設置した場合、これまで学校評議員制度が担ってきた役割を学校運営協議会へ移行することが可能となりました。

また、学校や地域の実情により、校長が必要に応じて学校運営に関して意見を聞くことを目的とした学校評議員制度を継続しても問題ありません。

6 協議会の組織づくり

(1) 協議会の設置までの手順及び流れ

協議会の設置に向けた手順及び流れは、次に示す①～⑤と p 6 Q 1 「年間の流れ」を併せて参照し、見通しをもって進めることが大切です。

- ① 各学校において保護者や地域住民等に、協議会の設置について説明し、理解を得る。
※ 年間を通じて繰り返し、様々な場面で行う。
- ② 各学校において組織づくり（設置形態等）の検討及び決定する。
- ③ 校長は、学校運営協議会委員（以下「委員」という。）を選出する。
- ④ 校長は、教育委員会規則に基づき、教育委員会へ「委員推薦書」を提出する。
- ⑤ 市定例教育委員会にて、協議会の設置及び委員の承認を得る。

(2) 協議会の組織づくりについて

① 設置形態

校長は、学校と地域の実情に応じた特色ある学校づくりを目指すため、各学校（中学校区等）で、設置形態を十分検討し、単独、または中学校区における複数校での設置等、最適な形態で設置できるよう準備を進めます。

また、協議会を組織するに当たっては、まず、教職員・保護者・地域住民等に対して、設置する目的や仕組み等を広く周知し、共通理解を図ることが大切です。

【協議会の設置形態】

- ア 学校単独で設置
- イ 小中学校で設置
- ウ 中学校区で設置

② 協議会の名称

協議会の名称は、対象学校において任意に定めるものとします。

〈例〉〇〇〇学校運営協議会

〇〇〇学校コミュニティ・スクール

③ 事務局

事務局は、円滑な協議会の運営のために、企画、立案及び協議会開催に向けた開催通知の作成等の庶務を担当します。協議会後は、会議録（別紙5）を参考に協議会ごとに会議録を作成し、委員会へ報告するとともに、協議結果の内容等の周知に努めます。

また、学校と協議会は、実情に応じて事務局の構成員等を決めることが必要です。

協議会の設置初期には、各学校の教頭や主幹教諭、委員の代表者数人を想定しています。協議会の運営が軌道に乗る過程の中で委員の代表者数人が事務局として、協議会の運営をしていくことを目指します。

④ 協議会設置に関する通知

協議会の設置が、委員会で承認された後、協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）に対し、学校運営協議会設置通知書（第1号様式）により通知されます。

(3) 委員の選出・推薦・任命

① 委員の選出

委員には、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者の参画が不可欠です。対象学校の運営に資する活動を行う者とは、本市の場合、学校と地域との繋ぎ役となっている地域コーディネーターや、対象学校と連携・協働した様々な活動を行っている地域のリーダーや、学校を支える活動に取り組む組織・団体及び企業等の方々が想定されます。

また、委員の選出において、役職や立場は大切な判断材料となります。「充て職」として選出する際にも、委員は、学校運営へ参画するという大切な役割を担うことを念頭に置き、適任かどうか熟慮した上で選出する必要があります。

② 委員の定数

協議会では、委員が当事者意識をもち、それぞれの立場から幅広く意見を述べ、建設的な議論を重ねることが大切です。そのため、委員の定数（10人以内）に対し、過半数を超える人数が望ましいと考えます。

また、協議会の回数を重ねていく中で、新たに必要となる委員の候補者が出てくることも想定されることから、最初から定員いっぱいの10人を決めておく必要はありません。

③ 委員の推薦

校長は、委員となる候補者を選出したところで、事前に委員の候補者となる方々の内諾を得た上で、学校運営協議会委員推薦書（第3号様式）を作成し、委員会へ提出します。この推薦書を基に、委員会で承認されることにより、地方公共団体の特別職の非常勤職員として任命されます。後日、各委員に任命書が公布されます。その後、委員は、学校運営協議会委員承諾書（別紙4）を提出します。

④ 委員の任期

委員の任期は、任命した年度の4月1日から年度末の3月31日までです。委員の固定化等により協議会の取組が停滞するおそれもあることから委員の任期を1年としました。

ですが、規則では「再任されることができる」としていることから、学校や地域のために積極的に活動している委員には、継続した活躍をお願いすることも可能です。

⑤ 委員の報酬

委員は、地方公共団体の特別職の非常勤職員に任命されますので、地方自治法及び地方公共団体の条例の規定により、報酬が支給されることになります。

ただし、国家公務員法又は地方公務員法に規定する一般職の公務員が、委員に就く場合には、任命権者等の許可又は承認を受けなければ、報酬を得ることはできません。

また、協議会を設置する地方公共団体の常勤の職員が、当該団体の委員に就く場合には、原則として報酬は支給すべきものではないとされています。

【報酬について】

ア 委員の報酬は、要綱第5条第1項において、年額6,000円と定められています。

イ 委員個人への口座振り込み払いになります。

ウ 報酬を辞退する場合には、要項同条第2項に定める報酬辞退届（第4号様式）を委員会まで提出します。

7 協議会の運営に関する留意点

ここからは、協議会を運営していく上での留意点等についてQ&Aで記載します。

Q1：年間の大まかな流れは、どのようになるのか。

A1：大まかな流れは、下の表（例）のとおりです。協議会の回数や日時等は各学校、協議会で年間計画を立て計画的に実施するようお願いします。

協議会設置前年度の準備及び協議会設置後の年間の流れ（例）

	設置前年度の準備	設置後	
		協議会	協議会事務局
4月	<input type="checkbox"/> 組織づくり ・設置形態の検討	<input type="checkbox"/> 会長及び副会長の選出 <input type="checkbox"/> 学校運営の基本方針の承認	【協議会前】 <input type="checkbox"/> 年間計画の作成 <input type="checkbox"/> 協議会の開催計画 <input type="checkbox"/> 通知発送
5月	<input type="checkbox"/> 設置予定調査表の提出		
6月	<input type="checkbox"/> 教職員、保護者、地域 住民への周知	<input type="checkbox"/> 学校運営に必要となる支援についての協議 <input type="checkbox"/> 学校や地域における教育課題の解決に向けた協議 など	【協議会終了後】 <input type="checkbox"/> 会議録の作成、提出 <input type="checkbox"/> 協議内容の情報提供
7月			
8月	<input type="checkbox"/> 委員の選出		
9月	・候補者の検討		
10月	・会長及び副会長候補 の検討		
11月			
12月	<input type="checkbox"/> 委員候補(案)提出		
1月	<input type="checkbox"/> 協議会開催の準備	<input type="checkbox"/> 学校評価についての協議	<input type="checkbox"/> 委員推薦書提出
2月	<input type="checkbox"/> 委員へ内諾を得る <input type="checkbox"/> 委員推薦書提出	<input type="checkbox"/> 次年度の学校運営の基本 方針に関する協議	
3月	→教育委員会承認		
4月	<input type="checkbox"/> 協議会の設置・委員の任命 <input type="checkbox"/> 任命書を委員へ渡す <input type="checkbox"/> 承諾書回収、提出		<input type="checkbox"/> 委員の任命 <input type="checkbox"/> 任命書を委員へ渡す <input type="checkbox"/> 承諾書回収、提出

※ゴシックは、委員会への提出書類関係

Q 2 : 協議会の企画・運営は、どのようなことをすればよいか。

A 2 : 協議会を企画、運営に当たっては以下の要点を参考に行います。

- (1) 年間計画を立てる。(協議会の開催日、日時、場所、議題など)
授業参観や校内の教育環境の視察については、学校行事等の年間計画に併せて実施するなど、多くの機会を設けるようにします。
- (2) 協議会は、原則として年間3回以上実施します。
- (3) 協議会を開催する前に開催通知を送付するとともに、保護者や地域住民等へは、学校だよりや学校のホームページ等で周知します。
- (4) 協議会開催前に、事務局は、校長と会長及び副会長と協議会の進め方や議事の進行や必要となる資料等の打合せを行い、円滑に協議が進められるよう配慮します。
- (5) 協議会后、事務局は会議録(別紙4)を作成し委員会へ報告するとともに、教職員や保護者地域住民等に対し、協議内容等に関する情報提供を積極的行います。

Q 3 : 協議会の設置に向けた周知は、どのようにするのか。

A 3 : 協議会の設置に向けた周知は、以下の要点を参考に行います。

- (1) 教職員への周知
協議会は、学校の教育活動全般に関わるため、校長は、年度当初に、文部科学省が発行している資料や委員会が作成したリーフレット等を基に、協議会の趣旨や取組について説明し共通理解を図ります。
- (2) 保護者及び地域住民等への周知
学校だよりや学校のホームページを活用した周知方法のほか、PTA運営委員会や総会、授業参観等の保護者や地域の方々が集まる機会には、リーフレット等を配布するなど、協議会について広く周知し共通理解を図ります。
また、保護者や地域住民等へ期待される学校運営への積極的な参加についても共有化を図ります。
- (3) 委員への趣旨説明
p 4「委員の選出」でも述べましたが、委員は、学校運営への参画する大切な役割を担うこととなります。そのため、委員への協議会の趣旨説明は、本運営マニュアルやリーフレット、学校運営への理解を深める資料等を基に、依頼・内諾の段階で丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要です。

(協議結果に関する情報提供については p 9・10 Q11 を参照)

Q 4 : 会長及び副会長の職務には、どのようなことがあるか。

A 4 : 協議会を代表する立場として、会長を置き、会長の補佐役または不在の場合に代理を務める副会長を置きます。会長の職務には、主に次のようなことがあります。

- 校長との情報交換を深め、協議会の方向性を確認する。
- 協議会の開催に際し委員を招集すること。
- 協議を進行し意見をまとめること。
- 教育委員会への意見具申について、代表者となること。

これら以外に、対外的に当該学校の協議会として意見を述べるなどがあります。副会長はこれらの職務の補佐及び代理を行います。

Q 5 : 会長及び副会長はいつ、どのように決定するか。

A 5 : 委員の任期は、1年間のため、会長及び副会長の選出は、毎年行わなければなりません。その年度の最初の協議会で委員の中から互選することになります。その際の取りまとめは、会長及び副会長が不在となるため校長が代理して行います。

なお、協議会を設置する前年度は、委員の選出の段階から、会長及び副会長となる方を見越した選出をすることが大切です。

Q 6 : 協議会の主な3つの役割は、何か。

A 6 : p 1 「学校運営協議会設置の趣旨」でも述べましたが、平成 29 年 3 月地教行法第 47 条の 5 が一部改正され、協議会の主な 3 つの役割は次のとおり定められています。

- 学校運営に関する基本的な方針を承認する。
- 学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

地教行法の規定に基づき、規則において協議会の主な 3 つの役割について、さらに具体的に規定しています。(Q 7 から Q 9 を参照してください。)

Q 7 : 学校運営に関する基本的な方針の承認は、どのようにするのか。

A 7 : 本制度において、校長が示す学校運営に関する基本方針の承認は、学校と協議会が協働し、目指す学校像等やこども像を具現化していくために欠くことのできない

重要な取組です。

協議会において、委員は、校長の学校教育目標や学校経営方針の説明を受けて決議し、承認する形となります。委員は、承認をすることで校長とともに学校運営を担っているという当事者意識を高め、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援していくことが重要です。

Q 8 : 協議会において承認が得られない場合は、どのようにすればいいのか。

A 8 : 校長と協議会は、議論を尽くして成案を得るよう努めなければなりません。

したがって、校長は、委員の理解を得るよう学校運営に関する基本的な方針等について再度十分な説明をするとともに、方針内容についての改善等を図ることも必要になります。また、一回の協議会で承認に至らない場合は、再度、協議会を開催する場合も想定されます。

ただし、学校運営の責任者は校長であり、協議会が校長に代わりに学校運営を決定したり実施したりするものではありません。承認が得られない場合においても、校長は、最良と考える学校運営に着実に取り組まなければなりません。

Q 9 : 対象学校の職員の採用やその他任用に関する事項とは、どのような内容か。

A 9 : 職員の採用やその他任用に関する意見は、対象学校の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から述べられるものです。協議会において、委員は学校運営の基本的な方針を踏まえつつ、学校運営を充実していくために必要な教職員の人事について意見を述べるのが大切です。ただし、教職員個人に関する内容や、分限処分、懲戒処分等に関する事項について意見を述べることはできません。

なお、職員の採用その他任用に関する意見の扱いにおいて、協議会は、校長と十分意見を交わし、慎重に取り扱うよう注意してください。

【職員の採用や任用に関する意見の例 「学校運営協議会設置の手引きより抜粋」】

- ・ 小学校における外国語活動の充実のために、「中・高の英語の免許」を持った教員の配置を要望する。
- ・ 若手教職員の人材育成のために、学年主任ができるリーダー性をもった教員の配置を要望する。

委員会へ意見を述べる場合には、協議会の総意として、第2号様式「学校運営に関する意見申出書」を使用し、委員会へ提出します。

Q10：学校運営に関する評価は、どのようにするのか。

A10：学校運営に関する評価を行うために、学校は、児童生徒、教職員、保護者を対象に実施した学校評価の結果を、協議会へ提供します。

委員は、年間を通じて、教育活動の参観や学校環境の視察を行い、現状把握に努めるとともに、この学校評価の結果と併せて協議することで総合的な評価を行うことが望まれます。

また、協議会は、学校と協働しP D C Aサイクルを回しつつ、継続的に学校運営の改善に取り組むとともに、協議会の取組についても自己評価することも求められます。

Q11：協議内容に関する情報提供は、どのようにするのか。

A11：協議内容は、原則公開となります。以下を参考に情報提供を行います。

(1) 保護者や地域住民等への情報提供

協議会の様子は、その内容も含め学校だよりや学校のホームページ等により積極的な情報提供を行います。

また、P T A運営委員会や総会を始め、保護者が集まる機会を有効に活用するなど、各学校や協議会において工夫した取組が求められます。

(2) 教職員への情報提供

協議会後は、職員会議や打合せ等の時間において、作成した会議録等を基に協議内容や結果について伝達し、協議結果や委員の意見について共有化を図ります。

各教職員は、学校の組織の一員として共有した情報を活用し、学校運営へ一層参画することが大切です。

情報提供により、協議会への理解の促進を図るとともに、学校と地域が一体となって取り組む機運をさらに高めていくことが大切です。

ただし、緊急事案として、個人に関する情報を取り扱う場合等において、会長が非公開とすると判断した場合には、その限りではありません。

Q12：委員を解任する場合は、どのようにするのか。

A12：委員を解任する事案が生じた場合には、校長は、委員から理由を聞き取り、状況を把握し、委員会へ速やかに報告します。

委員会は、校長からの報告を受け、解任が妥当だと判断した場合は、学校運営協議会委員解任通知書（第5号様式）をもって本人にその旨を通知します。

なお、本人から直接辞任の申し出があった場合、委員は、学校運営協議会委員辞任届（様式第6号）を校長へ提出するとともに、学校を經由して委員会へ速やかに提出します。

富士宮市公立学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長をいう。
- (3) 保護者 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者をいう。
- (4) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (5) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の対象学校の関係者をいう。

(協議会の取組)

第3条 協議会は、対象学校の運営の改善及び児童又は生徒の健全育成を図るため、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への支援及び連携の強化の促進に取り組むものとする。

(協議会の設置)

第4条 富士宮市教育委員会（以下「委員会」という。）は、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 委員会は、協議会の設置に当たっては、校長、保護者及び地域住民等の意見を聴くものとする。

3 委員会は、協議会を設置する場合は、対象学校に対し、その旨を通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第5条 校長は、次に掲げる事項について毎年度、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校教育目標及び学校経営方針に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めること。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見の申出)

第6条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、委員会に対し、意見を述べることができる。この場合において、当該事項が法第37条第1項に規定する県費負担教職員に係るものであるときは、委員会を経由して、静岡県教育委員会に意見を述べることができる。

(協議の結果に関する情報提供)

第7条 協議会は、保護者及び地域住民等の理解を促し、対象学校、保護者及び地域住民等の連携並びに協力の推進に資するため、協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(学校運営に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

(委員の任命)

第9条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、委員会が必要と認める者

- 2 校長は、委員として適当と認める者を委員会に推薦するものとする。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じたときは、委員会は、校長の申出により新たな委員を任命するものとする。

(秘密保持等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(任期)

第11条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(報酬)

第12条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、議事を整理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の運営)

第14条 会議は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認める場合は、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修の実施)

第16条 委員会は、協議会並びに委員の役割及び責任について正しい理解を得るため、委員に対し、必要な研修を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 委員会は、協議会の運営状況を的確に把握するものとし、必要に応じて協議会に対し、指導及び助言を行うものとする。

2 委員会は、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

3 委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第18条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないと認められる場合

(3) 第10条各項の規定に違反した場合

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、直ちに委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、委員を解任する場合は、その理由を当該委員に示さなければならない。

(雑 則)

第 1 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

富士宮市公立学校運営協議会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士宮市公立学校運営協議会規則（令和6年富士宮市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の設置)

第2条 富士宮市教育委員会（以下「委員会」という。）は、規則第4条第3項の規定により、学校運営協議会設置通知書（第1号様式）を、協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長へ通知するものとする。

(学校運営に関する意見の申出)

第3条 協議会は、規則第6条第1項及び第2項の規定による意見を述べるときは、学校運営に関する意見申出書（第2号様式）により行うものとする。

(委員の推薦)

第4条 対象学校の校長は、規則第9条第2項に規定する協議会の委員（以下「委員」という。）の推薦を行う場合には、学校運営協議会委員推薦書（第3号様式）を委員会に提出するものとする。

(委員の報酬)

第5条 委員の報酬は、年額6,000円とする。

2 前項の報酬の受領を希望しない委員は、報酬辞退届（第4号様式）により委員会へ届け出るものとする。

(委員の解任)

第6条 委員会は、規則第18条第1項の規定による委員の解任を行うときは、学校運営協議会委員解任通知書（第5号様式）に、同条第3項の規定により、その理由を示し当該委員に通知するものとする。

2 委員は、規則第18条第1項第1号に規定する申出を行うときは、学校運営協議会辞任届（第6号様式）により行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

第 号
年 月 日

富士宮市立 学校長 様

富士宮市教育委員会

学校運営協議会設置通知書

年 月 日付で、貴校に学校運営協議会を設置したので、富士宮市公立学校運営協議会規則第4条第3項の規定により、通知します。

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

富士宮市教育委員会 宛
富士宮市立 学校長 宛

学校運営協議会
会長

学校運営に関する意見申出書

富士宮市公立学校運営協議会規則第6条第1項及び第2項の規定により、学校運営に関し、下記のとおり意見を申出ます。

記

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

富士宮市教育委員会 宛

富士宮市立 学校
校長

学校運営協議会委員推薦書

富士宮市公立学校運営協議会規則第9条第2項の規定により、学校運営協議会委員を下記のとおり推薦いたします。

記

富士宮市立 学校の学校運営協議会委員推薦名簿

(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所	新任 再任	備考

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

富士宮市教育委員会 宛

報酬辞退届

富士宮市公立学校運営協議会の運営に関する要綱第5条第2項の規定より、学校運営協議会委員に係る委員報酬の受領を辞退します。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

学校運営協議会
委員 様

富士宮市教育委員会

学校運営協議会委員解任通知書

富士宮市公立学校運営協議会規則第18条第3項の規定により、 学校運営協議
会委員を解任する旨及びその理由を通知します。

1 解任期日 年 月 日

2 解任理由 富士宮市公立学校運営協議会規則第18条第1項第 号に該当
するため。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 47 条の5

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

富士宮市教育委員会 宛

学校運営協議会委員承諾書

富士宮市立 学校運営協議会委員に就任することを承諾いたします。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

学校運営協議会 会議録

協議会名	第 回 学校運営協議会
開催日時	年 月 日 () 午前・午後 時から 時まで
開催場所	
出席者	※委員の出欠席が分かるように記載する
議題	
配付資料	
協議の状況	
協議結果及び 次回に向けて	
備考	※傍聴者がいた場合には、この欄に記載する。